

教 県 第 1 3 0 3 号
平成 2 0 年 3 月 2 4 日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

校長の特別休暇等に係る事務の決裁について（通知）

校長の服務に関する事務の決裁については、「埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程(昭和56年埼玉県教育委員会教育長訓令第5号)」により取り扱っているところですが、事務の効率化、簡素化のため、教育長の権限に属する事務の一部を、下記のとおり、県立学校長に専決処理させることとしたので通知します。

なお、平成10年3月20日付け教高一第1191号の通知は、平成20年3月31日限りで廃止します。

1 県立学校長に専決させる事項

- (1) 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程別表第4の県立学校部の表のうち、県立学校人事課の項第5号に係る課長専決事項のうち、次に掲げる事項

ア 校長の年次休暇(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。)第13条に規定する休暇、ただし引き続き3日以上の場合を除く。)の承認に関すること。

イ 校長の特別休暇(条例第15条に規定する休暇、ただし引き続き3日以上の場合を除く。)の承認に関すること。

- (2) 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年埼玉県条例第38号)第2条第1号(研修を受ける場合)の規定に基づく研修のうち、埼玉県教育委員会が主催する免許法認定講習の承認に関すること。

2 事務の取扱い

- (1) 1の(1)については、埼玉県立学校職員服務規程別表第3による休暇届により届け出又は別表第3の2による休暇願により願い出るものとし、受理した届又は願の上部余白に適宜決裁欄を設け、専決権者(校長)が決裁の押印をし、「専決」の表示をしたものを学校で保管するものとする。

- (2) 1の(2)については、埼玉県立学校職員服務規程別表第2の2による職務専念義務免除願により願い出させ、受理した願の上部余白に適宜決裁欄を設け、専決権者(校長)が決裁の押印をし、「専決」の表示をしたものを学校で保管するものとする。

3 施行期日

平成20年4月1日